

■図表2 相続税早見表(概算)税制改正前後の比較 単位:千円(千円未満切り捨て)

## 法定相続人／配偶者がいる場合

遺産総額	改正前			改正後		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
4千万円	0	0	0	0	0	0
6千万円	0	0	0	900	600	300
8千万円	500	0	0	2,350	1,750	1,375
1億円	1,750	1,000	500	3,850	3,150	2,625
2億円	12,500	9,500	8,125	16,700	13,500	12,175
5億円	69,000	58,500	52,750	76,050	65,550	59,625

## 法定相続人／配偶者がいない場合

遺産総額	改正前			改正後		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
4千万円	0	0	0	400	0	0
6千万円	0	0	0	3,100	1,800	1,200
8千万円	2,500	1,000	0	6,800	4,700	3,300
1億円	6,000	3,500	2,000	12,200	7,700	6,300
2億円	39,000	25,000	18,000	48,600	33,400	24,600
5億円	173,000	138,000	117,000	190,000	152,100	129,800

※早見表の概算相続税額は、法定相続分どおりに財産を取得し、配偶者の税額軽減を最大限に利用した場合の税額。

※出典:ランドマーク税理士法人

相続税の評価では登記簿謄本に記載される地目(宅地や畠などの土地の種類)にかかわらず、相続開始時点の土地の状況により判断されることも考慮しておく必要があります。路線価と倍率は毎年7月ころに各国税局が定めます。このタイミングに毎年試算することをお勧めします。

現金・預貯金や土地の他に、一般的な課税財産には家屋、有価証券、宝飾品・絵画や家具、生命保険、退職手当金、ゴルフ会員権など、資産価値のあるすべてが対象となりますが、個人事業主には相続税がかかるのかを把握してみてください。

## Point 2 相続税がいくらかかるのかを把握する

## 路線価特集

## 路線価発表のタイミングではじめる相続対策

2015年1月に相続税が改正され、相続税の非課税枠が縮小されたことで、

課税対象となるケースが拡大している。

都市部に持ち家がある人などは課税対象になる可能性が高まっている。

財産の中で大きな割合を占める

土地の評価額を算出するために用いる路線価が7月3日に発表された。

路線価を参考に財産の評価額を把握し、相続対策をはじめうえでの大切なポイントについて、相続専門の税理士・清田幸弘氏に話を聞いた。

## Point 1 路線価などを参考に相続税を試算する

15年に相続税が改正され、課税対象となる人が増えたことで、相続に対する人々の意識が一気に高まりました。当社でも自分の資産に相続が課せられるかどうかの相談が増えていります。やはり、相続が発生してから残された家族が困らないよう、元気なうちに相続対策を講じておくことが何より大切です。

相続対策でまず始めなければならないのは、資産総額を把握することです。現金や預貯金などは明確ですが、不透明なのが資産の割合の多くを占める不動産です。特に土地は毎年評価額が変わることもあるので注意が

必要です。

土地の評価方法は一般的には土地の面積による路線価を基準に評価する「路線価方式」を用います。農村部など路線価が定められていない場所は、固定資産税評価額によっては、固定資産税評価額に地目ごとに一定の倍率をかける「倍率方式」で評価額を試算します。

一方、「倍率方式」の計算式は、「固定資産税評価額×土地面積=土地評価額」(図表1)。その土地がX形状や道路に面している状況による加減(補正値)で算式は、「固定資産税評価額×土地面積=土地評価額」(図表1)。市役所が地目ごとに一定の倍率をかける「倍率方式」で評価額を試算します。

一方、「倍率方式」の計算式は、「固定資産税評価額×土地面積=土地評価額」(図表1)。市役所が地目ごとに一定の倍率をかける「倍率方式」で評価額を試算します。

一方、「倍率方式」の計算式は、「固定資産税評価額×土地面積=土地評価額」(図表1)。市役所が地目ごとに一定の倍率をかける「倍率方式」で評価額を試算します。

一方、「倍率方式」の計算式は、「固定資産税評価額×土地面積=土地評価額」(図表1)。市役所が地目ごとに一定の倍率をかける「倍率方式」で評価額を試算します。

税理士・行政書士 清田幸弘氏(せいいたゆきひろ)

ランドマーク税理士法人代表社員。現在ランドマーク税理士法人グループとしては、11の支店を運営。相続税申告件数2500件超、昨年の年間相続申告件数437件と、全国でもトップクラスの実績を持つ。さらに相続実務のプロフェッショナルを育成するため「丸の内相続学校」を開校し、業界全体の底上げと後進の育成にも力を注いでいる。

■図表1 土地の評価方法

## 評価の例①

路線価方式	評価額	地目:宅地	地積:180m <sup>2</sup>	間口:10m	奥行:18m	路線価:23.5万円
	23.5万円	×	180m <sup>2</sup>	=	4,230万円	

## 評価の例②

倍率方式	評価額	地目:畠	地積:142m <sup>2</sup>	固定資産税評価額:7,339円	倍率:116倍	851,324円
	7,339円	×	116倍	=		

※出典:ランドマーク税理士法人

